

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：うきは市棚田保全協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

姫治棚田

範囲については別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 檜ヶ平地区において、令和6年度までに耕作放棄が発生する可能性がある棚田にアーモンド・クルミを250本植栽し景観の改善が図られたことから、取組を継続し、令和11年度までに棚田跡地に渋柿、梅、柑橘類、アーモンド、クルミ等を5年間で200本植栽する。
 - 新たな取組として令和11年度までに圃場整備の法面に低樹高の植物を植栽する。
- ・担い手の確保
 - 尼ヶ瀬地区において、令和6年度までに都市農村交流により地域外の保全活動参加者を0人から30人に増加させた。取組を継続し、令和11年度までに、地域外からの保全活動参加者を30人から50人へ増加させる。
 - 新たな取組として棚田保全に取り組む参加者を増やすためのイベントを年1回以上開催する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 新川地区において、モア、トラクターの機械を各1台以上導入し、棚田の保全を行う。
 - 小塩地区において、コンバインの3条刈りを4条刈りに更新し、収穫作業の効率化を行う。また、令和6年度までに導入した農薬散布のドローンを更新し、さらにオペレーターの拡充を図るため新規免許取得者1名以上を確保する。
 - 田籠地区において、令和6年度までに地域内外より組織した保全団体を設立した。令和11年度までに保全団体活動の中で機械・施設利用の共同化に取り組む、草刈り等作業の更なる効率化を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 「道の駅うきは」と連携し、うきは市が実施した「道の駅うきは」物産館の改修（販売エリアの拡大）により、当棚田地域の農産物の販売スペースを確保し、更には、インターネット等を通じた販路拡大を図ることで、地

域の農家の所得向上を図る。

- ・自然環境の保全・活用
 - 草刈りの労力削減のための新たな取組として、令和 11 年度までに防草シートを敷設する（0ヶ所→8ヶ所）。
 - 令和 6 年度までに 6 つの集落において緑肥作物（レンゲ）の作付を計 5.5ha 実施した。緑肥作物の適地が限られているため、令和 11 年度までには 1 つの集落において緑肥作物（レンゲ）の作付面積を 0.2ha 増加させる。
 - ウッドチップーと運搬車を導入して竹チップを作り、田に入れて有機栽培に取り組む。
 - 棚田での鳥獣害対策を一層進めていくため、有害鳥獣駆除会と連携して狩猟免許取得者を 2 名以上増やす。
- ・中山間直接支払集落協定から地域の活動へ
 - 令和 11 年度までに地域パトロールを開始する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和 6 年度までに各地域において、都市農村交流イベントを開催し、集客を図った。取組を継続して行い、茶園跡地やシャクナゲ園、その他イベント会場の整備を進め、都市農村交流イベントを開催し、集客を図る。（シャクナゲまつり、棚田オーナー、竹の子祭り、ホタル祭り、シイタケ収穫、鬼火焚きなど各年 1 回以上開催）
 - 地域の祭りを広く都市住民に呼びかけ、令和 6 年度までに 200 名誘客していた来訪者について 220 名の誘客に取組み、地元の特産物及び農産物の販売等を行う。
 - 各地域で棚田等を活かした農産物収穫イベントを開催し、年間 70 人の来訪者を誘客する。
- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - 令和 6 年度までに小塩ホタル米のインターネットを用いた販売を開始した。令和 11 年度までに、ふくおかエコ農産物認証栽培、有機・減農薬で栽培した小塩ホタル米の一層のブランド化を図るとともに、いもち病に強い新品種「恵つくし」の栽培面積を拡大する（0.6ha→2.0ha 以上）。
 - 「道の駅うきは」において、農産物を PR するイベント等を実施することで、都市圏からの来訪者や、インバウンドによる海外からの来訪者との交流を促進させ、更なる農林水産業の振興と地域経済の活性化を図る。
 - 「道の駅うきは」や、隣接する観光案内所「ウキハコ」において、当棚田地域内で体験できる観光コンテンツ「森林セラピー」や「調音の滝公園」の案内や、随時開催されるイベント情報の発信を行い、当棚田地域へ誘客するゲートウェイとしての連携を強化する。
 - 具体的には地区を含むうきは市エリアの交流人口を令和 5 年度～7 年度の平均よりも令和 8 年度～10 年度平均で増加させることを目指す。

(目標設定の考え方)

・地区概要

当地区が所属するうきは市は、福岡県の南東部に位置し、北は一級河川の筑後川を介して朝倉市と接しており、南は耳納連山を境に八女市と接し、西は久留米市、東は大分県日田市と接している。市域の総面積は 117.46 km²で、そのうち約半分である 59.26 km²を森林が占めており、豊かな自然と田園風景が残る地域である。中でも、指定棚田地域である本地域は、美しい自然環境や景観が保全されており、地域内には、伝統的建造物群保存地区に選定された地区を有している。

交通面では、市内を東西に横断する国道 210 号が幹線道路となっており、それに並行して J R 久大本線が走っており、地域交通の要となっている。

また、隣接する朝倉市から大分自動車道を経由し、車で 1 時間で福岡市内へアクセス可能であり、福岡都市圏からの来客をメインターゲットとした観光振興を進めている。

主力産業は農業であり、特に農産物の中でも果樹の生産割合が高いことが特徴で、「フルーツ王国」としてのシティプロモーションを推進している。

また、第 2 次うきは市総合計画基本計画（2021～2025 年度）においても、農産物をはじめとする地域資源を磨き上げ「うきはブランド」の構築と浸透を目指している。

・現状と課題

うきは市の令和 2 年度国勢調査人口は 27,981 人であり、合併した平成 17 年の 32,902 人と比較しておよそ 15%減少しており、人口減少の一途をたどっている。さらに、本地区の人口減少や高齢者割合の進行は、市内の他の地域に比べても著しく、農家の後継者不足、担い手不足が深刻となっている。現状として、地区内での露頭販売やスーパーなどに販路が限定されており、販路拡大が必要となっているため、「道の駅うきは」における出品スペースの確保により、販売量の増加を図ることで地域の農家の所得向上に繋げる必要がある。

また、うきは市版地方創生総合戦略「第 2 期うきは市ルネッサンス戦略」では、「地域コミュニティの再生と都市部からの人の呼び込み」を戦略に掲げ、移住促進や関係人口の拡大に取り組むこととしている。その中で、「道の駅うきは」は、市外からの来訪者が多く訪れる観光施設の一つであり、近年においては当初の想定を上回る来訪者となっているが、地域資源の情報を更に発信するためにも「道の駅うきは」の来訪者に「行ってみたい」と感じてもらい、実際に訪問してもらうことで本地域へ経済効果が波及するよう、地域の魅力発信の強化を図ることが必要である。

「道の駅うきは」には多くの来訪者があるものの、物産館の売場面積が不足することから、販売機会を生み出すためにも売場面積の拡大を行った。

・今後の展開方向等

「道の駅うきは」は、年間約 169 万人が来客する本市随一の集客施設となっており、国道 210 号沿線という恵まれた交通条件と立地条件であることから、豊富な種

類の農産物を活かした農業の振興と地域活性化を目指し、これまでに農産物販売・食品提供施設の整備が行われてきた。

今後に向けては、うきは市が実施する物産館の売場面積の拡張にあわせ、本地区の農産物の販売強化や「うきはブランド」の構築と浸透を目指し、さらには地区の農産物を活用したイベントの実施により地区内の農業に活力を与え、うきは市姫治地区への交流人口を増加させ、地域経済の活性化を推進する。

また、日本の棚田百選にも選ばれている「つづら棚田」では、つづら棚田を守る会による代理営農や棚田オーナー制度、棚田まなび隊による棚田の保全、維持活動が行われている。しかし、過疎高齢化による担い手不足が深刻であるため、市内外問わずに棚田営農の担い手となる人材育成や機会の提供を行っていく必要がある。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 新規品目を導入し、植栽する。
 - 圃場整備の法面に低樹高の植物を植栽する。
- ・担い手の確保
 - 都市農村交流により、地域外からの保全活動参加者を増やす。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 機械の導入・買い換えにより、収穫作業や棚田保全活動の効率化を行う。
 - 導入済みのドローンの更新及び、オペレーターの拡充を図る。
 - 機械・施設利用の共同化により、草刈り等作業の更なる効率化を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
 - 防草シートの敷設により、棚田保全活動の効率化を図る。
 - 緑肥作物の作付を行う。
 - 竹チップの利用により、有機栽培に取り組む。
 - 有害鳥獣駆除会と連携して狩猟免許取得者を2名以上増やす。
- ・中山間直接支払集落協定から地域の活動へ
 - 地域パトロールを開始する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 姫春棚田各地域で都市農村交流イベントを開催し、集客を図る。
- 地域のお祭りにおける特産物・農産物の販売を行う。
- ・ 棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - 小塩ホタル米の一層のブランド化を図るとともに、新品種の栽培面積を拡大する。
 - 「道の駅うきは」において、農産物を PR するイベント等を実施する。
 - 「道の駅うきは」や隣接する「ウキハコ」において、棚田地域内で体験できる観光コンテンツ情報の発信を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の各自治協議会会員であり中山間直接支払制度参加者についても同様に取り組みを進める。また、地域内外で組織される「つづら棚田を守る会」、「棚田まなび隊」(民間企業、九州大学の学生等で実施)、外部から参加される「棚田オーナー」等については棚田保全活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

うきは市棚田保全協議会は、うきは市、農業者、農業者団体、各地区自治協議会、地域おこし協力隊経験者で構成する。各地区自治協議会、農業者及び農業者団体で構成される。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

特になし